

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大河原町は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

宮城県 大河原町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)による被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定、保険給付及び地域支援事業の実施に関する事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○介護保険法による被保険者に係る届出の受理、 その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務 ○介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 (前号及び次号に掲げるものを除く。) ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務 ○介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務 ○介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定又は同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、 その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 ○介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の 要支援更新認定又は同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、 その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 ・要支援認定の申請の受理 ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 ○介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の 変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 ○介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第60条の 介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理 ・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務 ○介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更にに関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更にに関する事務 ○介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務 ○介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付 の特例に関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ○介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の 賦課に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務 ○介護保険法第142条の保険料の減免又は保険料の徴収猶予に関する事務 ・保険料の減免に関する事務 ・保険料の徴収猶予に関する事務 ○介護保険法による地域支援事業実施又は利用料に関する事務 ・地域支援実施に関する事務 ・利用料に関する事務
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番68
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 項番93,94,95 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 項番1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大河原町役場 総務課 〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 0224-53-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大河原町役場 福祉課 〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 0224-53-2115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守し、住基ネット 照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことを徹底している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、社会保障・税番号制度および情報セキュリティの研修受講を推奨している。

また、庁内で漏えい等の事象が発生した際等には、再発防止策の周知の実施及び必要に応じて内部監査の実施を行うこととしている。

これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。

変更箇所

[illegible]